

令和 8 年度 第 3 回南幌町特別職報酬等審議会 議案

日 時 令和 8 年 7 月 2 2 日 (水)
午後 1 時 3 0 分
場 所 南幌町役場 3 階各種委員会室

1 開 会

2 会 長 挨 拶

3 議 事

(1) 答申案について

4 そ の 他

5 閉 会

令和8年 月 日

南幌町長 大崎 貞二 様

南幌町特別職報酬等審議会
会長 林 裕 司

特別職の報酬等の額について（答申）

令和8年6月2日付け諮問のあったこのことについて、次のとおり答申します。

1 審議の内容

本審議会は、町長から議会議員の議員報酬の額について諮問を受け、別紙のとおり開催した会議において厳正かつ公正な見地に立って慎重に審議を行いました。

審議に当たっては、南幌町まちづくり特別委員会、議員定数報酬検討小委員会の議員定数及び議員報酬に関する調査検討報告書を考慮しながら、類似団体における報酬等の状況や社会経済情勢などの諸情勢、審議会資料を検討材料とし審議検討を進めました。

2 議会議員の報酬月額について

- (1) 平成14年度以降、議会議員の報酬月額について改定が長期間行われていないこと、報酬算出の根拠とした「議会活動日数」及び「議員活動日数」並びに職務と職責を考慮し、議会議長からの審議依頼により諮問のあった報酬額のとおり引き上げる（20%の引き上げ）ことが適当であると判断し、議会議員の報酬月額は次に掲げる額に改定するべきである。

【月額報酬額】

職名	改定前	改定後	引き上げ額
議 長	295,000円	354,000円	59,000円
副議長	236,000円	283,000円	47,000円
委員長	214,000円	256,000円	42,000円
議 員	195,000円	234,000円	39,000円

- (2) 報酬額については、次期南幌町議会議員任期開始日の令和9年4月26日から適用することが適当である。

3 附帯意見

(1) 議会議員の報酬額の見直しについては、今後も立候補の状況や社会情勢及び空知管内町等の動向と報酬算出の根拠とした「議会活動量」及び「議員活動量」の考え方を継続することを前提とし任期ごとに検証していただきたい。

(2) 政務活動費は、議員が調査研究や政策立案を行い、質の高い政策を実現するために不可欠な制度です。近年の執行状況は、令和5年度：8.0%、令和6年度：43.0%、令和7年度：8.0%と使用率が低い状況であることから、今後は、本制度を町政課題の把握や政策立案するため、より能動的に活用することを願う。

4 参考【改定後年額報酬額】 ※令和8年6月現在期末手当の支給率：4.65月

職名	月額報酬 ①	期末手当 ②	年額報酬【①+②】
議長	4,248,000円	1,893,000円	6,141,000円
副議長	3,396,000円	1,513,000円	4,909,000円
委員長	3,072,000円	1,369,000円	4,441,000円
議員	2,808,000円	1,251,000円	4,059,000円